

移住促進特別支援事業（就業・起業等タイプ）

三大都市圏

令和5年4月1日から
移住元の要件拡大

東京圏

名古屋圏

大阪圏

から

新潟市へのU・Iターンで

①～③の全て満たすこと

① 移住元に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、三大都市圏に在住していたこと。

※名古屋圏、大阪圏に在住していた方は、令和5年4月1日以降に新潟市に住民票を移した方に限ります。

② 本市に関する要件

- 申請時において、本市に転入後6か月以内であること。など

※申請日から1年内に本市から転出した場合、特別支援金（就業・起業等）の全額返還が求められます。

③ 仕事に関する要件 ※A～Fのいずれかの要件を満たすこと

A 就業の要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 就業先が、新潟県の運営する「企業情報ナビ」、または新潟市就職応援サイト「にいがたで働こう」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く。）で新規雇用（新卒採用を除く）であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該法人に就業していること。など

「企業情報ナビ」「にいがたで働こう」



B 専門人材に関する要件（下記の要件全てを満たすこと）

- プロフェッショナル人材事業 または 先導的人材マッチング事業を利用した就業で新規雇用であること。
 - 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。など
- ※AまたはBの場合、申請日から1年内に特別支援金（就業・起業等）の要件を満たす職を辞した場合、特別支援金（就業・起業等）の全額返還が求められます。



C 起業に関する要件（下記のいずれかを満たすこと）

- 新潟市での起業から6か月以内で、公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるUIターン創業応援事業 または 起業チャレンジ応援事業の交付決定を受けていること。
- 新潟市での起業から6か月以内で、本市から認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の交付を受けていること。



D テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。など

E 関係人口に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前1年内に、以下のイベントいずれかに参加したこと。
 - 本市が三大都市圏で開催する移住セミナー
 - 本市が開催する移住者交流会
 - 本市が関係人口創出事業に認定した事業

F 小規模企業者の代表者に関する要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 転入日の直前に1年以上継続して三大都市圏で事業を実施していること。
- 転入日以降も事業を継続し、申請日において事業所を市内に移転していること。

<支援額>

2人以上
世帯の場合

50万円

単身の場合

30万円

【申請受付期限】

予算に限りがあります
早めの申請をお願いします



事業の詳細・申請様式の
ダウンロードはこちらから

令和6年3月15日まで

※新潟市に転入後6か月以内。

三大都市圏 東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川
名古屋圏：岐阜、愛知、三重 大阪圏：京都、大阪、兵庫、奈良

ご注意 新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく「移住支援金」の交付を受けた者は、特別支援金（就業・起業等）の交付を受けることができません。

【問い合わせ】 新潟市経済部 雇用・新潟暮らし推進課

TEL: 025-226-2149